

平成25年8月19日
堺市

浜寺下水ポンプ場井戸水ポンプ修理工事の入札参加資格の訂正について

平成25年8月1日付けで堺市上下水道事業管理者から公告した下記案件の入札参加資格について、一部訂正しますので、お知らせいたします。

ご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

記

1 訂正する案件

調達案件番号 4251000265

案件名称 浜寺下水ポンプ場井戸水ポンプ修理工事

2 訂正箇所

個別事項における「工場製作期間における現場代理人及び技術者の取扱い」

3 訂正内容

「監理技術者」を「監理技術者又は主任技術者」に訂正する。

(訂正前)

工場製作期間における現場代理人及び技術者の取扱い	上欄の要件にかかわらず工場製作のみが行われている期間については、現場代理人及び技術者の常駐及び専任を要しないものとする。なお、当該期間については、請負契約の締結後、打合せにおいて定めるものとする。
	工場から現地へ工事の現場が移行する時点において、技術者の変更を認めるものとする（現場代理人にあっては、技術者がこれを兼任しており、かつ、技術者の変更を行う場合に限り、変更を認めるものとする。）ただし、変更後の技術者は、変更時点において、当該事業者との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる者で、かつ、上欄で定める監理技術者の資格を満たす者でなければならない。なお、変更を認める時期については、請負契約の締結後、打合せにおいて定めるものとする。

(訂正後)

工場製作期間における現場代理人及び技術者の取扱い	上欄の要件にかかわらず工場製作のみが行われている期間については、現場代理人及び技術者の常駐及び専任を要しないものとする。なお、当該期間については、請負契約の締結後、打合せにおいて定めるものとする。
	工場から現地へ工事の現場が移行する時点において、技術者の変更を認めるものとする（現場代理人にあっては、技術者がこれを兼任しており、かつ、技術者の変更を行う場合に限り、変更を認めるものとする。）ただし、変更後の技術者は、変更時点において、当該事業者との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる者で、かつ、上欄で定める監理技術者又は主任技術者の資格を満たす者でなければならない。なお、変更を認める時期については、請負契約の締結後、打合せにおいて定めるものとする。